

南九州市高性能林業機械等リース事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、森林作業において、高性能林業機械及び同機械に接続する器具（以下「高性能林業機械等」という。）の導入による作業の効率化と労働力の軽減を図るため、高性能林業機械等のリース・レンタル（以下「リース」という。）を受ける林業事業主体（以下「事業主体」という。）に対し、予算の範囲内において南九州市高性能林業機械等リース事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 南九州市内に在住又は事業所若しくは営業所があること。
- (2) 県の補助事業等を活用し、森林整備事業を行っていること。
- (3) 主伐面積の80パーセント以上の再造林を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 南九州市暴力団排除条例（平成24年南九州市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員である者
- (2) 事業者又は代表者に市税等の滞納がある者
- (3) 国、鹿児島県並びに国及び鹿児島県が出資する法人等から、補助対象とする高性能林業機械等のリース費用について、補助金等の交付を受けた者又は決定された者
- (4) 過去1年以内に森林法（昭和26年法律第249号）又はこれに基づく省令等に違反した者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表第1に定める高性能林業機械等のリース料及び運賃とする。ただし、リース期間中の運賃についてはこれを除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2の補助対象経費ごとに算出した合計額とし、1補助対象者につき200万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、高性能林業機械等リース事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) リース会社等からの見積書
- (4) 計画区域図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、高性能林業機械等リース事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、その決定の内容及びこれに付した条件を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業が完了したときは、高性能林業機械等リース事業補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支精算書(第3号様式)
- (3) 南九州市内で実施する県の補助事業及び直営事業(下請け含む)並びに法律に基づき伐採したことを証する書類(造林事業申請、伐採届の写し等)
- (4) リース料支払い実績報告書(領収書等)
- (5) 稼働実績がわかる書類
- (6) その他事業実績確認のため、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高性能林業機械等リース事業補助金交付確定通知書(第6号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、高性能林業機械等リース事業補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに補助金を交付する

ものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対しては、補助金の返還を求めるものとする。

(書類の整備)

第11条 申請者は、補助金交付に関する書類等を整備し、補助金交付日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

番号	高性能林業機械等	摘 要
1	フェラーバンチャ （伐倒機）	立木を伐倒し，切った木をそのまま掴んで集材に 便利な場所へ集積する自走式機械
2	ハーベスタ （伐倒造材機）	立木の伐倒，枝払い，玉切りの各作業と玉切りし た材の集積作業を一貫して行う自走式機械
3	プロセッサ （造材機）	林道や土場などで，集材された材の枝払い，測尺 玉切りを連続して行い，玉切りした材の集積作業を 一貫して行う自走式機械
4	フォワーダ （積載式集材車 両）	クレーンの先端部に材をつかむグラップル（以下 「グラップルローダ」という。）で材を荷台に積ん で運ぶ集材専用の自走式機械
5	タワーヤード （タワー付き集材 機）	急傾斜地用の移動式タワー付き集材機で，簡便に 架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材 機
6	スイングヤード （旋回ブーム式タ ワー付き集材機）	主索を用いない簡易索張方式に対応し，かつ作業 中に旋回可能なブームを装備する集材機
7	グラップルローダ 作業車	油圧ショベルのバケットの代わりに材をつかむグ ラップルローダを装備した作業車
8	グラップルローダ 付トラック	クレーンの先端部に材をつかむグラップルローダ を装備したトラック
9	グラップルソー （自走式玉伐機）	林道や土場で全幹材の玉切りを行う自走式の林業 専用機械
10	林内作業車	グラップルローダを搭載していない集材用車両 （短幹材を荷台に積載し土場又は集積場まで集材す る車両系機械）
11	その他高性能林業 機械	上記以外で，「高性能林業機械化促進基本方針」 （平成3年9月11日付け農林水産大臣告示）に基づ く高性能林業機械

別表第2（第4条関係）

対象経費	補助金額
リース料	$\text{リース料} \div \text{リース期間日数} \times \text{稼働日数} \div 5$
運賃	$\text{運賃} \div 5$

※リース料には、補償料も含む。

